

J R 東海労働組合関西地「申」第21号
2020年12月22日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「運輸所社員の新型コロナウイルス感染」に関する緊急申し入れ

12月18日、大阪第二運輸所の総務科掲示にて「大阪第二運輸所に勤務する社員が新型コロナウイルスに感染していることが判明した。」と掲出された。

今回の会社掲示は、自所の社員が感染したにもかかわらず、当該社員の勤務形態等の情報開示すらなく従来通りの社員への感染防止対策を求めているだけであり、職場で働く多くの社員には不安が広がっているのが現状である。

国立感染症研究所による「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」濃厚接触者の定義は、感染可能期間に接触した者のうち、長時間の接触者や手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）と謳われている。

会社は「マスク着用や消毒による対策を施しているから、過度に心配するな」との主張であるが、対策に万全を期して従事している医療現場でも感染が拡大する中、会社として社員への適切な情報開示と職場での対応に対する問題意識が希薄であり、労働組合として到底看過できない。

よって、下記の通り緊急に申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 今回の「運輸所社員の新型コロナウイルス感染」による保健所の指示を明らかにすること。
2. 当該社員が「新型コロナウイルス」に感染が判明するまでに従事した勤務形態等を時系列等で明らかにすること。
3. 当該社員が「新型コロナウイルス」に感染が判明した以降、感染防止対策を詳細に明らかにすること。
4. 会社のホームページで、新型コロナウイルス感染者の「業務に関する概況」が詳細に明らかにされている。今回の運輸所社員の新型コロナウイルス感染についても、今までのプレス発表と同様、現場社員に対し全てを明らかにすること。

5. 当該社員の勤務形態で濃厚接触者の定義に関わる社員は、存在するのか明らかにすること。
6. 大阪第二運輸所に従事する全ての管理者及び運転科に従事する社員、その他希望する社員については、PCR検査を会社の責任において実施すること。
また、PCR検査に関わる全ての費用は会社が負担すること。
7. 乗務員に対する、定例訓練やスキルアップ等各種委員会を即刻、中止すること。
8. 乗務員に対する日勤勤務を指定する場合は、在宅日勤で指定すること。
9. 妊産婦社員で在宅日勤を希望する場合は、これを認めること。
10. 「新型コロナウイルス感染」に対する隔離期間は、勤務扱いとし「自宅待機」とすること。また、「新型コロナウイルス」に感染した社員が労災を申請する場合、会社は協力すること。
11. 「新型コロナウイルス」に感染した社員に対する、心のケアは会社の責任において万全を期すこと。

以上